

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている小規模事業者さまへ

金融機関からの借入に係る信用保証料を市が負担(補給)します

(市が直接融資を行う制度ではありません。金融機関や信用保証協会の事前審査があります)

【補給対象者】

- ◆ 資本金の額もしくは出資の総額が 1,000 万円以下、かつ常時使用する従業員の数が 20 人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業にあつては 5 人、医業を主たる事業とする法人にあつては 20 人）以下である小規模事業者

【補給の対象となる信用保証料】

- ◆ 補給対象者が運転資金を借入れた際に発生し、北海道信用保証協会へ支払った①～③に定める信用保証料を対象とします。

- ① 金融機関（注1）が独自に実施する新型コロナウイルスによる被害を起因とする融資を受けた際に支払った信用保証料
 - ② 北海道信用保証協会の「緊急短期保証制度」及び「新型コロナウイルスによる被害を起因とした保証」を受けた際に支払った信用保証料
 - ③ 「セーフティネット4号・5号保証」及び「危機関連保証」を受けた際に支払った信用保証料
- ※既に保証料補給制度がある融資については、対象外となります。

(注1) 北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、苫小牧信用金庫、室蘭信用金庫、北央信用組合の市内各本・支店

【補給金額】

- ◆ 1 融資あたり上限額 10 万円

【補給対象期間】

- ◆ 令和 2 年 1 2 月 2 8 日 (月) 融資実行分まで

※但し、予算を超える申請があった場合には期間が短くなる場合があります

【融資に関すること】

- 各金融機関にお問い合わせください

【補給に関すること】

- 苫小牧市産業経済部商業振興課 ☎ 3 2 - 6 4 4 5

※補給要綱やQ & A は苫小牧市ホームページをご覧ください。 →QRコードはこちら

